写

滋賀県と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

(1) 駅を核としたまちづくりに関すること。

(2) 持続可能な地域公共交通に関すること。

(3) CO_2ネットゼロ社会づくりの実現と環境保全に関すること。

(4) 観光・文化・スポーツの振興・交流に関すること。

(5) 子育て支援、青少年の健全育成、高齢者・障がい者支援に関すること。

(6) 地域の暮らしの安全・安心の確保および災害対策に関すること。

(7) 関係人口・移住定住の拡大と県産品流通の推進に関すること。

(8) ＤＸの推進に関すること。

(9) 人材育成に関すること。

(10) 広報・情報発信に関すること。

(11) その他地域の活性化、県民サービスの向上に関すること。

２　前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第３条　甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第５条　甲および乙は、この協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

（疑義の決定）

第６条　本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

附　則

１　この協定は、令和４年６月８日から適用する。

２　この協定の適用をもって、平成 23 年２月 14 日に締結した「滋賀県と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定書」は廃止する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和４年６月８日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事　三日月　大造（署名）

乙　京都府京都市南区西九条北ノ内町５番地５
西日本旅客鉄道株式会社
理事　近畿統括本部　京都支社長
若菜　真丈（署名）